

## 特定事業所集中減算に関する手続きについて(令和3年度)

### 特定事業所集中減算チェック用紙(様式1)の作成

すべての居宅介護支援事業所は、毎年度2回(前期・後期)、様式1に必要事項を記載し、80%を超えているか否かの確認を行います。

対象サービス: 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

前期 判定期間...3月1日から8月末日 報告期限...9月15日

後期 判定期間...9月1日から2月末日 報告期限...3月15日



各サービス種類ごとの算定結果が、いずれか1つでも80%を超えた場合

NO

YES

提出は不要ですが、事業所にて5年間保存

※現在「減算あり」の事業所が「減算なし」となる場合には、提出が必要です。

様式1を石井町長寿社会課に提出  
(1部は事業所で保存)  
理由書を作成した場合は、様式2及び理由書も併せて提出

理由書等を町において審査

結果  
【正当な理由と認める】  
集中減算の対象としない

結果  
【正当な理由と認めない】【理由なし】  
集中減算の対象とする  
減算適用期間  
前期判定期間: 10月～3月減算適用  
後期判定期間: 4月～9月減算適用